

次は、我が国の水産物の食品の表示に関する記述である。各記述中の空欄 a～c に入るものの組合せとして正しいのはどれか。

- ・平成 29（2017）年 9 月に食品表示法に基づく食品表示基準が改正され、輸入品以外の全ての加工食品について、原料原産地名の表示は原則として製品に占める重量割合が上位 の原材料が対象となった。
- ・食品関連事業者が安全性と機能性に関する科学的根拠等を消費者庁長官に届け出れば、食品が含有する成分の機能性を自らの責任で表示することができる 制度がある。この制度では、令和 2（2020）年 3 月現在、生鮮食品の水産物としては 2 件が届出されている。
- ・資源の持続的利用や環境に配慮して生産された水産物であることを消費者に情報提供する水産エコラベルを活用する動きが世界的に広がりつつある。この水産エコラベルは、 が採択した水産エコラベルガイドラインに沿った取組を指すことが基本である。

	a	b	c
1.	1 位	機能性表示食品	FAO
2.	1 位	機能性表示食品	WHO
3.	1 位	特定保健用食品	WHO
4.	3 位まで	機能性表示食品	FAO
5.	3 位まで	特定保健用食品	FAO

〔 正答番号 〕 2 3 4 5

次の文章は、現生魚類の種数に関する記述である。文章中の空欄 a～c に入るものの組合せとして正しいのはどれか。なお、記述は「魚類学の百科事典」（日本魚類学会編）による。

現生魚類は約 34,300 種存在し、現生魚類を無顎類、軟骨魚類、肉鰭類（四肢動物を除く）、条鰭類に大別した場合、現生魚類の全種数に占める各分類群の種数の割合は、無顎類が約 0.36%，軟骨魚類が約 %，肉鰭類が約 %，条鰭類が約 % となっている。

	a	b	c
1.	0.023	4.0	96
2.	0.023	96	4.0
3.	4.0	0.023	96
4.	4.0	96	0.023
5.	96	0.023	4.0

〔正答番号〕 1 2 4 5

我が国における魚介類の増殖に関する次の記述のうち、正しいのはどれか。

1. 増殖は種苗放流を主な手段として行われるため、一般に禁漁や漁具の規制などの漁業管理は増殖の手段には含まれない。
2. 栽培漁業では、放流魚を最終的に漁獲・回収することが前提であるため、放流する人工種苗の遺伝的な多様性を考慮する必要はない。
3. 稚魚等の成育場所としてアマモ場やアラメ・カジメ場などは重要であり、このような場所を「魚つき林」と呼ぶ。
4. 放流用の人工種苗に重要である健苗性とは、種苗の形態的、生理的及び生化学的な健全さを意味する。
5. 産卵場造成は、かつては積極的に行われていたが、人為的な環境改変となることが問題視されるようになり、現在では禁止されている。

〔 正 答 番 号 〕 1 2 3 5

次の a～c は、海藻相や藻場に関する記述である。各記述の正誤を正しく組み合わせているのはどれか。

- a. 我が国の沿岸域では、緑藻類 (Chlorophyceae) と褐藻類 (Phaeophyceae) の出現種数の比 (C/P 値) が大きいほど、その海域の海藻相は暖海性である。
- b. アマモ場は、ヒトエグサやアオサ類などの緑藻類からなる藻場であり、内海あるいは内湾の砂泥地に発達する。
- c. 藻場は、大型海藻類が密生するため、他の海藻類はほとんど定着することができず、群落構造が単層となる。

	a	b	c
1.	正	正	誤
2.	正	誤	正
3.	正	誤	誤
4.	誤	正	誤
5.	誤	誤	正

〔 正答番号 〕 1 2 4 5

水産加工品に用いられる食品添加物に関する次の記述のうち、正しいのはどれか。

1. 我が国の食品添加物の指定制度では、天然物が指定添加物として扱われることはない。
2. 指定添加物は、それぞれの使用目的に対して効果を発揮することが科学的に確認されている。
3. D-ソルビトールは、微生物の増殖を防ぐために、保存料として魚肉練り製品に添加される。
4. 食用赤色2号や食用青色1号などのタール色素は、乾燥のりの色調を改善するために使用されている。
5. L-アスコルビン酸は、ビタミンCとも呼ばれ、天然にも多くの量が存在することから、酸化防止剤として使用しても表示する義務はない。

〔正答番号〕 1 3 4 5

次の文章は、我が国の水産分野における外来生物に関する記述である。文章中の空欄 a～c に入るものの組合せとして正しいのはどれか。

我が国では、に基づいて、我が国の生態系や農林水産業に被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物に指定しており、これにはブルーギルやなどが含まれる。また、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」において、による規制の対象外であるが、適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）として、などが分類されている。

	a	b	c
1. 外来生物法*		イトヨ	アマゴ
2. 外来生物法		オオクチバス	アマゴ
3. 外来生物法		オオクチバス	ニジマス
4. 水産資源保護法		イトヨ	ニジマス
5. 水産資源保護法		オオクチバス	アマゴ

*正式名称は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

〔正答番号〕 1 2 4 5